

医学教育 2010, 41(1): 13~16

主張

戦争と医学に関する医療倫理教育の課題 —日本とドイツの医療倫理教育調査を踏まえて—

吉中 丈志*¹ 西山 勝夫*²

要旨:

- 1) 戦争と医学は医療倫理教育の重要なテーマである。日本とドイツの医学部・医科大学に対して質問紙による調査を行い医療倫理教育の課題を考察した。
- 2) ヘルシンキ宣言と医師の戦争犯罪についてドイツではほとんどの医学部・医科大学の医療倫理教育で取り上げられていたが、日本では少数であった。
- 3) ヘルシンキ宣言と医師の戦争犯罪は医療倫理の歴史と現状の理解に欠くことができない位置にある。原因を明らかにして改善を検討することは医療倫理教育の重要な課題である。

キーワード: 医療倫理, 医学教育, 戦争と医学, 戦争犯罪

Education in Medical Ethics and War Crimes Committed
by Medical Scientists

Takeshi YOSHINAKA*¹ Katsuo NISHIYAMA*²

- 1) Medical ethics is important in medical education. A questionnaire survey of medical ethics education was conducted at university departments of medicine and at medical colleges in Japan and Germany.
- 2) The Declaration of Helsinki and war crimes committed by physicians were included in the medical ethics education of most university departments of medicine and medical colleges in Germany but of few in Japan.
- 3) It is important to continue research into the history of physicians' participation in the 15 years of war and to prepare teaching materials, including primary sources and texts, about war and medicine that can be used in medical ethics education.

Key words: medical ethics, medical education, war and medicine, war crimes

1. 目的

日本医学教育学会医療倫理教育ワーキンググループは2001年に「卒前医学教育における医療倫理教育カリキュラム提言」¹⁾(以下提言)を発表し、2002年には「同方略マニュアル」²⁾を発表している。「医療と医学研究における倫理の重要性

を理解する」ため行動目標に「医療倫理の歴史と現状について説明できる」がおかれている。その教育方略では、歴史の例として実験医学の成立、生命倫理学の成立などと共に「戦争と医学」が示されている。日本の医療倫理のテキストではナチス医師の戦争犯罪がヘルシンキ宣言に至る契機となった事件として解説されている。しかし日本に

*¹ 京都民医連中央病院, Kyoto Min-iren Chuo Hospital
[〒604-8453 京都市中京区西ノ京春日町16-1]

*² 滋賀医科大学社会医学講座予防医学部門, Division of Preventive Medicine, Department of Social Medicine, Shiga University of Medical Science

受付: 2009年7月3日, 受理: 2009年11月6日

おける戦争と医学のかかわりについて言及されたものはほとんどない。

日本の医療倫理教育において戦争と医学がどのように取り上げられているかは明らかではないため、その実態を調査した。戦争と医学のかかわりが明らかにされて医療倫理の確立に結び付いたドイツの医療倫理教育と比べることによって、戦争と医学に関する日本の医療倫理教育の課題を明らかにすることが目的である。

2. 方法

①日本の医学部・医科大学に対する調査

2006年12月20日に、全国80の医学部・医科大学の医学部長、学長ならびに医学教育責任者に宛て封書で質問紙調査(表1)への協力を要請した。併せて使用している教材についても記述を依頼した。

②ドイツの医学部・医科大学に対する調査

2006年3月から4月にかけて、ドイツの(35校中)31の医学部・医科大学の医学部長、学長ならびに医学教育責任者に宛て封書と電子メールで①と同じ内容の質問紙を送付し協力を要請した。

3. 結果

①回答状況

日本では回答を寄せたのは44校で回収率は55.0%であった。このうち1大学分は記載がないため無効とし43校分を有効回答とした。ドイツでは回答を寄せたのは12校で回収率は40%であり、これを有効回答とした。両者とも有効回答数を分母に割合を算出した。

②調査結果

医の倫理は日本では43校中42校(97.7%)、ドイツでは12校中12校(100%)で取り上げられていた。医学概論は同じく34校(79.1%)7校(64%)であった。

これに対して医学史は日本では23校(53.5%)、ドイツでは12校(100%)であり、ヘルシンキ宣言は同じく12校(27.9%)、10校(83%)、医師の戦争犯罪は同じく9校(20.9%)、11校(92%)であった。

表1 医学部・医科大学に対する質問紙の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 医の倫理に関する講義もしくはゼミがありますか? 2. 医学史の講義もしくはゼミがありますか? 3. 医学概論・医療論の講義もしくはゼミがありますか? 4. ヘルシンキ宣言=ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則についての講義もしくはゼミがありますか? 5. 医師の戦争犯罪(ナチス, 731部隊, 15年戦争中の戦線での軍医による生体解剖や九大大米軍捕虜生体解剖事件等)についての講義もしくはゼミがありますか? |
|---|

医の倫理と医学概論は両国ともほとんどの医学部・医科大学で教えていた。医学史、ヘルシンキ宣言、医師の戦争犯罪については両者に大きな違いがみられた。特にヘルシンキ宣言と医師の戦争犯罪についてはドイツに比べて日本で取り上げている医学部・医科大学は少なかった(図1)。

ヘルシンキ宣言や医師の戦争犯罪について使用している教材には以下のようなものが回答として寄せられた。ニュルンベルグ裁判の動画、「夜と霧」や「ナチス」のDVD、映画・小説「海と毒薬」、「生命倫理学入門」「医療倫理Q&A」「臨床倫理学入門」などのテキスト、独自作成のプリント、パワーポイントなどである。その中には独自編集の「サイエンスとアート・医の原点」=東京大学医学部のルーツとその後の展開(加我君孝)も含まれる。

4. 考察

今回の調査では医学部長、学長ならびに医学教育責任者宛てに協力を要請したが回答率は50%前後であった。学会などの学術団体ではなく任意の研究グループによる調査であったことが一因であるかもしれない。しかし、日本では医学部・医科大学の半数以上から回答が寄せられており戦争と医学にかかわる医療倫理教育の実態をある程度反映しているものと考えられる。

日本とドイツで大きく異なっていたヘルシンキ宣言と医師の戦争犯罪の項目について以下に考察する。

ヘルシンキ宣言は医学研究に不可欠な国際的倫理規範である。厚生労働省の臨床研究や疫学研究の倫理指針、治験GCP省令や日本医師会の「医師の職業倫理指針」(2008年改定)³⁾では医学研

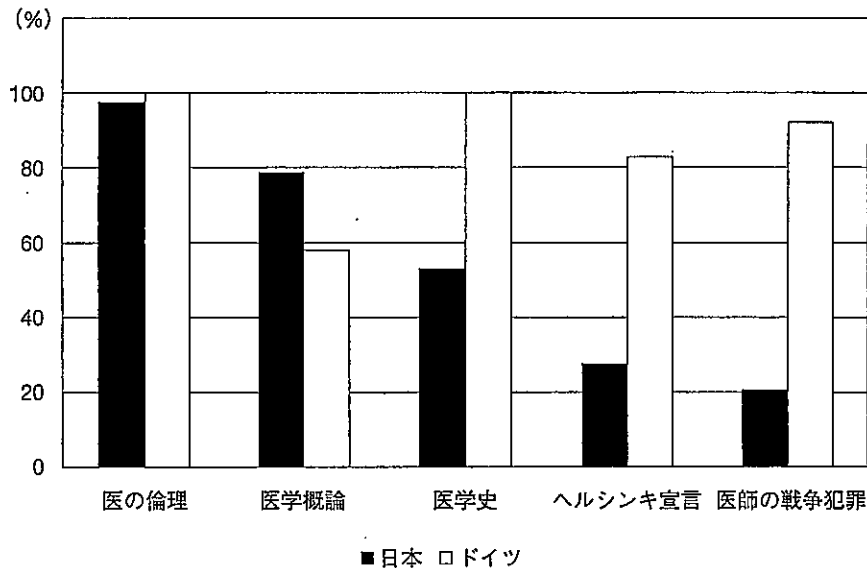


図1 医療倫理教育各項目を実施割合 (%) 日独比較

究の基本的倫理原則として位置付けられている。医学研究の重要性が増している昨今の状況を考えれば医療倫理教育の中でヘルシンキ宣言の教育を行うことは必須の課題といってもよい。しかし日本ではヘルシンキ宣言を取り上げている医学部・医科大学は予想外に少ないという結果であった。実態を更に詳しく把握し原因を明らかにして改善の手立てを講じる必要があると考える。ただし、ドイツからの回答においては、医学史、医の倫理に力を入れている医学部・医科大学からの回答が多い可能性があることは否定できない。

医師の戦争犯罪については、731部隊、15年戦争中の軍医による生体解剖、九六米軍捕虜生体解剖事件等を具体的に例示して質問した。過去の問題で現代的な意義が分かりにくい、関係者への遠慮がある、などが原因となって取り上げられていない可能性があるが、それだけではドイツとの違いは説明できないように思われる。

日本学術会議が2003年に公表した「生命科学の全体像と生命倫理—生命科学・生命工学の適正な発展のために」⁴⁾では生命倫理を考える契機になった近代史上の最初の事件としてナチス医師の戦争犯罪と大学医学部医師も参加した731部隊による非人道的な人体実験をあげ、前者がニュルンベルグ裁判で明らかにされたのに対して、731部隊については長い間隠蔽されてきたことを指摘している。この経過が結果に反映している可能性が

あると考える。

戦後間もなく731部隊についてはアメリカと関係者の間で取引が行われ免責された。その後1949年に日本医師会とドイツ医師会は反省と決意を決議して世界医師会に加盟したが、日本医師会の決議は「日本の医師を代表する日本医師会は、この機会に、戦時中に敵国人に対して加えられた残虐行為を公然と非難し、また断言され、そして時として生じたことが周知とされる患者の残虐行為を糾弾するものである」⁵⁾というものであった。これはドイツ医師会が提出した声明に比べて事実の検証を欠き、主体者としての記述と反省がなく、将来への決意表明を欠いていた。ニュルンベルグ綱領への言及もない。日本では現在でも医療倫理のテキストで731部隊に言及することはほとんどなく日本医師会の「医師の職業倫理指針」も同様である。今回の調査結果でみられた日本とドイツとの違いにはこのような歴史的背景があることも指摘できるだろう。

提言では、医療倫理の歴史と現状について説明することができることを行動目標にしている。日本の医療倫理の歴史と現状を理解する上で731部隊による非人道的な人体実験は避けて通るわけにはいかないと考える。ナチスだけ触れて731部隊については不問に付すのは公平ではなく、医療倫理教育の目標達成の観点からも適切ではないと思われる。

731部隊については関係者の証言や情報公開により一部が明らかになりつつあるが、政府はその存在を公式には認めていない。このため731部隊による非人道的な人体実験については事実の検証⁶⁾が限られており医療倫理的な意義についての吟味も十分ではない。そのため医療倫理教育に位置付けることが難しく、使える教材も限られているのが現状であろう。これからの医療を担っていく医学生は戦争と医学に関わる日本の歴史を直接知らない世代である。戦争と医学に関する医療倫理教育で使えるテキストや基礎資料などの整備は喫急の課題であると考える。

文 献

- 1) 日本医学教育学会医療倫理教育ワーキンググループ. 卒前医学教育における医療倫理教育カリキュラム提言. 医学教育 2001; 32: 3-6.
- 2) 日本医学教育学会医療倫理教育ワーキンググループ. 卒前医学教育における医療倫理教育方略マニュアル, 医学教育 2002; 33: 113-9.
- 3) 日本医師会 会員の倫理・質向上委員会. 医師の職業倫理指針, 社団法人日本医師会, 東京, 2008, 全57頁.
- 4) 日本学術会議 生命科学の全体像と生命倫理特別委員会. 生命科学の全体像と生命倫理—生命科学・生命工学の適正な発展のために, 日本学術会議生命科学の全体像と生命倫理特別委員会報告, 日本学術会議, 東京, 2003, p11.
- 5) 西山勝夫. 世界医師会総会準会員会議における日本医師会に対する戦争責任の追及について. 15年戦争と日本の医学医療研究会 2005; 5: 48-59.
- 6) 第27回日本医学会総会出展「戦争と医学」展実行委員会編. パネル集 戦争と医学, 三恵社, 名古屋, 2008, 全121頁.